

令和八年三月二十四日付け広島県報（号外）第八号に登載の広島県人事委員会規則第十三号（職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則）の一部を次のように訂正する。

人事委員会事務局公務員課長

ページ	行	正	誤
八	改正後の欄の後ろから一七行目から一八行目	三 種雄牛馬等取扱作業従事 職員の特殊勤務手当	三 種雄牛馬等取扱作業従事 職員の特殊勤務手